# 業務及び財産の状況に関する説明書類 第46期

自 令和 5年4月 1日 至 令和 6年3月31日

公衆縦覧開始日 令和6年6月1日

## 東邦監査法人

所在地 東京都千代田区神田小川町三丁目3番2号

代表者 石 井 克 昌

#### 一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

#### イ. 監査法人の目的

当法人は、次の各号の業務を行うことを定款に記載しております。

- (1) 財務書類の監査又は証明の業務
- (2) 公認会計士法第2条第2項の業務としての下記の業務
  - ① システムリスクに関する内部統制の外部監査又は調査の業務
  - ② 個人情報保護に関する内部統制の外部監査又は調査の業務
  - ③ 顧客資産の分別保管に関する検証業務
  - ④ 財務書類の調製業務
  - ⑤ 財務に関する調査・立案・相談業務

#### ロ. 監査法人の沿革

当法人の沿革は次のとおりです。

昭和54年に奥野恒夫他6名が夫々、2,500,000円出資し、監査業務を主目的として東邦監査法人を設立し、同年3月6日設立登記以後今日に至っています。その後「1.監査法人の目的」の(2)に記載のとおり、第29期において2項業務の一部を監査法人の目的に追加しております。令和6年3月31日現在の社員総数は17名、出資金は24,000,000円となっております。

## 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は無限責任監査法人であります。

#### 3. 業務の内容

## (1)業務概要

当期は被監査会社が7法人増加及び8法人減少しましたので当期末現在では被監査会社数は87法人となりました。人事面では、社員総数は前期より2名増加し17名、また、使用人は前期より5名増加及び4名減少しましたので24名(非常勤は25名)であります。

当期の監査証明業務収入は621,590千円となりました。また、非監査証明業務収入は23,626千円となりました。この結果、当期の業務収入総額は645,216千円となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

## (3) 監査証明業務の状況

令和6年3月31日現在

	種別	被監査会社等の数		
		総数	内大会社等の数	
1	金商法・会社法監査	社 14	社 14	
2	金商法監査	0	0	
3	会社法監査	1 9	1	
4	学校法人監査	9		
(5)	労働組合監査	8		
6	その他の法定監査	1 6	0	
7	その他の任意監査	2 1		
	計	8 7	1 5	

## (4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等	前年度増減	収入金額	備考
大会社等	4 社	▲1社	12,949千円	
その他の会社等	9 社	0 社	10,676千円	
その他	_	_	_	

#### 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

当法人は、定款をはじめとした諸規定により業務の執行の適正を確保する体制を整えております。 社員より選出した理事をメンバーとする理事会が機動的かつ効率的に法人運営に当たるとともに、 重要事項については社員会において意思決定を行っております。

また、法令遵守に関しましては、規程の整備及び周知徹底を図っております。

## ①経営の基本方針

経営理念『社会の負託に公正かつ誠実に応え、もって「信頼」される監査法人』のもと、監査の品質を何よりも重視し、監査品質の維持・向上を図っております。そのために、経営基盤の強化・安定、顧客満足度の向上、社員・職員の幸福の追求を経営の基本方針としております。

#### ②経営管理に関する措置

無限責任社員によるパートナーシップの統治を基盤とし、相互監視・相互牽制により業務運営の適正化を担保する体制を構築しております。

当法人の最高意思決定機関である社員会は、単なる監査業務の改善だけでなく、組織風土の醸成やリーダーシップの確立を通じて、監査品質の向上のための継続的な取り組みを実施する必要があると認識しており、社員会はそれを実現できる人材で構成されております。

また、社員より選出した理事をメンバーとする理事会が、機動的かつ効率的に法人運営に当たり、 その業務執行状況を社員会に報告しております。

## ③法令遵守に関する措置

監査品質の維持向上のため、「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会 2021 年 11 月 16 日改訂) に準拠した監査の品質管理規程及び監査マニュアル等を策定しており、法令等の改正に伴うアップデートも実施しております。また、当該規程及びマニュアル等に基づき、遵守すべき基準や法令の理解を確保し、同時に適切な監査業務の実施を確保する体制を築いております。

日本公認会計士協会が開催する研修への参加や、当法人による集合研修を通じて、当法人の全構成 員が最新の基準や法令に関する知識体を習得できるように取り組んでおります。

## ④その他

特にありません。

#### (2)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

・独立性の保持のための方針の策定

## (職業倫理)

当法人の品質管理規程において、職業専門家としての倫理に関する基本原則を規定し、遵守のために周知徹底しております。

## ①業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保(独立性の保持のための方針の策定)

当法人の監査の品質管理規程等において、「倫理規則」の要求事項を遵守する旨、また遵守するに当たっての具体的な方針等を定めております。

### ②業務に関する契約の締結及び更新

当法人の監査の品質管理規程、契約新規受嘱規則等において、監査契約の新規の締結及び更新に 関する方針又は手続、監査責任者の実施事項、不正リスク対応基準関係を定めるとともに、標準監査 調書でより具体的な方針及び手続を定めております。

#### ③業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員評価規則に基づいた評価結果を踏まえ、各社員の報酬を決定しております。

## イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

業務を実施する上で必要な研修は、人材開発部により用意されており、研修の実施状況についても管理されております。

#### ウ. その他

特にありません。

## ④業務の実施及びその他の審査

#### ア. 専門的な見解の問合せ

当法人の監査の品質管理規程等において、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続が定められており、実施しております。

#### イ. 監査上の判断の相違の解決

当法人の監査の品質管理規程等において、監査上の判断の相違に関する方針及び手続が定められており、実施しております。

## ウ. 監査証明業務に係る審査

当法人の審査規程において、監査証明業務に係る審査に関する方針及び手続が定められており、実施しております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書 の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人の監査の品質管理規程等において、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続が定められており、実施しております。

## オ. その他

特にありません。

#### ⑤業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人の監査の品質管理規程等において、業務の品質の管理の監視に関する方針及び手続が定められており、実施しております。

⑥業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に 関する措置 当法人の監査の品質管理規程等において、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在について定められております。

#### (独立性)

当法人では倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、品質管理規程において方針及び手続を定めております。

#### ・監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、所定の手続に基づくリスク評価を行った後に、新 規の締結時は受嘱審査会が、更新時は審査担当者が当該評価の妥当性を検討しております。

監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

#### (採用)

職員の採用は、当法人の採用計画に基づいて実施しております。

#### (教育・訓練)

当法人の社員及び職員の職業専門家としての専門的知識と能力向上のため、また、監査法人の品質管理の向上を図ることを目的として、研修を実施しております。

#### (評価及び選任)

社員及び職員の評価については、当法人の規程に準拠して行っております。

監査実施者の選任は、監査対象会社の業務内容等及び専門的知識の必要性等を考慮して行っております。

#### 業務の実施

業務の実施については、当法人の監査の品質管理規程において方針及び手続を規定しております。 専門的な見解の問合せは、当法人の品質管理部が行っております。また、必要に応じて外部専門 家に見解を問い合わせる体制となっております。

意見審査について、当法人では当該監査業務に関与していない審査担当者により審査を実施しております。また、監査上の判断の相違が生じた場合の解決は、上述の意見審査において協議により解決を図る体制となっております。

・品質管理システム及びその実施に関する措置

品質管理システムに関して日常的監視及び定期的な検証制度を整備し運用しております。

品質管理に関して、整備及び運用の責任は品質管理担当社員が担っておりますが、重要な事項に 関しては社員会において決定しております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除する措置

該当事項はありません。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による日本公認会計士協会の調査を受け た年月

品質管理レビュー: 令和3年12月

- (5)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認 品質管理部により業務の品質の管理の方針が策定され、その実施に関する措置が適正であることを 確認しております。
- 5. 他の公認会計士 (大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。) 又は監査法人との業務上の提携に関する事項
  - (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称 該当事項はありません。
  - (2) 当該業務上の提携を開始した年月該当事項はありません。
  - (3) 当該業務上の提携の内容 該当事項はありません。
- 6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項
  - (1)提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称 該当事項はありません。
  - (2) 提携を開始した年月 該当事項はありません。
  - (3)業務上の提携の内容 該当事項はありません。
  - (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要 該当事項はありません。

## 二. 社員の概況

#### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
17 人	0 人	17 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成 該当事項はありません。

## 三. 事務所の概況

			当該事務所に	工勤務する者の数	(
名 称	所 在 地		社 員		公認会計士であ
		公認会計士	特定社員	計	る使用人の数
(主)		人	人	人	人
東邦監査法人	東京都千代田区神田小川町3-3-2	1 7	0	1 7	15 (25)
(従)					
_	_	_	_	_	_

## 四. 監査法人の組織の概要

別紙添付資料「組織図」を参照下さい。

## 五. 財産の概要

## 1. 売上高の総額

(単位:千円)

	第45期	第46期
	令和4年4月1日~	令和5年4月1日~
	令和5年3月31日	令和6年3月31日
売上高		
監査証明業務	552, 230	621, 590
非監査証明業務	34, 222	23,626
合 計	586, 452	6 4 5, 2 1 6

## 2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人に該当するため、法令の規定に従い添付しておりません。

## 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人に該当するため、法令の規定に従い添付しておりません。

## 4. 供託金等の額

当法人は無限責任監査法人に該当するため、法令の規定に従い添付しておりません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容 当法人は無限責任監査法人に該当するため、法令の規定に従い添付しておりません。

## 六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

- 1. 太平化学製品株式会社
- 2. エムケー精工株式会社
- 3. 大同信号株式会社
- 4. こころネット株式会社
- 5. 日本電設工業株式会社
- 6. 京葉瓦斯株式会社
- 7. 株式会社昭和システムエンジニアリング
- 8. 株式会社サイフューズ
- 9. セフテック株式会社
- 10. プラス・テク株式会社
- 11. 株式会社デュアルタップ
- 12. リビン・テクノロジーズ株式会社
- 13. 株式会社ダイドーリミテッド
- 14. 日本製罐株式会社
- 15. 大和製罐株式会社.

以 上

